

共同企業体発注取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あきる野市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体に発注する目的)

第2条 建設工事の共同企業体への発注については、中小建設業者の受注機会の増大及び技術力の向上を図るとともに、施工力及び技術力等の結集により、良質な品質確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第3条 共同企業体への発注は、次に掲げる建設工事の当該各号に定める予定価格であって、工期、工事内容、技術的適性、現場状況等を総合的に勘案して、共同企業体による施工が適当と認められる工事を対象とする。ただし、当該各号の予定価格に達しない工事であっても、工事内容等により共同企業体による施工が特に必要と認められる場合は、共同企業体に発注することができるものとする。

(1) 土木工事 予定価格 2億円以上

(2) 建築工事 予定価格 3億円以上

(3) 設備工事 予定価格 1億円以上

2 前項本文の規定にかかわらず、単独企業による施工が適当であると認められる場合は、単独企業に発注することができるものとする。

(構成員数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、原則として2者又は3者とする。ただし、円滑な施工に支障を生じないと認められる場合は、4者にすることができる。

(構成員の資格要件)

第5条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) あきる野市の資格審査サービスの競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ対象工事と同種の工事種目に登録されていること。

(2) 建設業法に規定する主任技術者又は管理技術者を当該建設工事に専任で配置できること。

(3) 対象工事と同種の工事について元請として一定の実績を有すること。

(4) 工事の種類、規模等により、資格要件を追加する場合は、当該要件を満たすこと。

2 前項第4号に規定する要件を定める場合は、あきる野市競争入札等審査委員会において審議するものとする。

(結成方法及び代表者)

第6条 共同企業体の結成方法は、自主的結成とする。

2 前項の場合において、一つの共同企業体の構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となることができない。

3 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち、最大の施工能力を有するものとし、かつ、出資比率が最大のものでなければならない。

（出資比率）

第7条 共同企業体の出資比率は、技術者の配置等適正な共同施工を確保するため、次に掲げる構成員数に対して当該各号に定める出資割合を最小限度とする。

- (1) 構成員数2者 30パーセント以上
- (2) 構成員数3者 20パーセント以上
- (3) 構成員数4者の場合は、その都度定める。

（入札参加資格の審査）

第8条 共同企業体に係る入札参加資格の審査は、共同企業体からの次に掲げる書類の提出をもって行うものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 共同企業体構成員資格調書（様式第2号）
- (3) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第3号）
- (4) 委任状（様式第4号及び第5号）

（存続期間）

第9条 市が契約を締結した共同企業体以外の共同企業体の存続期間は、入札を経て、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 市が契約を締結した共同企業体の存続期間は、当該契約の履行後3か月を経過するときまでとする。

附則

この要領は、平成13年7月6日から施行する。

附則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。